



附則（昭和五九年四月一日總理府令）  
第一四号

この府令は、公布の日から施行する。  
**附 則**  
(平成元年五月二九日総理府令第  
三一号)

る。この府令は、平成七年四月一日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一五年四月一日内閣府令第  
三五号）

この府令は公布の日から施行し、改正後の参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参考事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

**第三十九号**  
この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

一八号)  
この府令は、公布の日から施行する。

令第四七号抄

にこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める總理府令（本則中防衛府職員給与法施行令第四条第二項の總理府令で定める官職に係る

部分を除く。)並びに第三条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行規則の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附 貝 (昭和六一年四月五日逓逓府令第  
二四号)

事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める總理府令の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六年五月一日總理府令  
第二六号）

參事官等係統表の規定職の相の適用を受ける參事官等の官職並びにこれらに準ずる事務官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める總理府令の規定によつて、名前を二三の例を示す。

附 則（昭和六三年四月八日總理府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年三月一六日總理府令第一号）

る。この府令は、平成七年四月一日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一五年四月一日内閣府令第  
三五号）

この府令は、公布の日から施行し、改正後の参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参

務官等及び自衛官の官職を定める總理府令の規定は、平成八年四月一日から適用する。

この府令は、平成九年一月二十日から施行する。  
号)

附見 〔立成文四年一月一日総理令第二  
一號〕  
この府令は、公布の日から施行する。

**第六五号**  
この府令は、平成十年三月一十六日から施行する。

附則(平成二十年一月一日總理府令  
第七三号)  
この府令は、平成十年十二月八日から施行す

附 則（平成一年三月五日總理府令第  
二〇八号）

行する。  
附 則（平成一一年三月三一日總理府令  
第二四号）

この府令は平成十一年四月一日から施行する。

**(施行期日)**  
**第一条** この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日

(平成十三年一月六日)から施行する。  
附 則 (平成一三年三月二一日内閣府令  
第一五号)

行する。  
附 則 (平成一三年三月三〇日内閣府令  
第百二号)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一四年四月一日内閣府令第

附 則  
二七号)  
(平成一四年四月一日内閣府令第

<p><b>附 則</b> (平成一九年三月三〇日防衛省令 (施行期日) 第四号) 抄</p> <p>この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年八月二〇日防衛省令 (施行期日) 第九号) 抄</p> <p>この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十号)の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年三月三一日防衛省令 (第三号) 抄</p> <p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二一年三月三一日防衛省令 (第一二号)</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二七年六月二九日防衛省令 (第一七号)</p> <p>この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二二七年一〇月一日防衛省令 (第二号)</p> <p>この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月三一日防衛省令 (第九号)</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月二四日防衛省令 (第二号)</p> <p>この省令は、平成二十九年三月二十七日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三一日防衛省令 (第四号)</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年六月二三日防衛省令 (第九号)</p> <p>この省令は、平成一九年七月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成三〇年三月三〇日防衛省令 (施行期日) 第二号) 抄</p> <p>この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年六月二七日防衛省令 (第五号)</p> <p>この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三一年三月二九日防衛省令 (第五号)</p> <p>この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p>
---	---